

諮問番号：令和元年度諮問第47号
答申番号：令和2年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成30年10月16日付けで行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

平成28年の夏頃、海外に居住する際に住民票を残したままにしておくことは問題がないか、そして、児童手当の受給資格の有無について〇役所へ問い合わせに行った。そのとき、職員から、住民票を残すことは問題がないこと、ただし、海外に住む場合には児童手当は受けられないことを告げられた。そのため、受給できるなら提出しようと思っていた現況届を提出せず持ち帰った。その後、〇役所のホームページで児童手当の受給資格について調べ、「海外に住んでいる児童は対象外になります。」といった記載がされていたため、判断を誤る結果となった。

平成30年8月に審査請求人の父（以下「父」という。）が代わりに〇役所に話をしに行ったが、特に問題はなかったと聞いている。職員から、海外に住んでいても受給できるとは聞いていない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、日本に住民票を置いて海外で生活している審査請求人が児童

手当の支給要件に該当すると認定し、児童手当を支給していたところ、平成28年度の現況届が期限内に提出されず、督促を行ってもなお提出がなかったために支払いを一時差し止め、時効が完成し児童手当の支給事由が消滅したとして本件処分を行っており、本件処分は法令の規定及び通知等に基づき適正になされたことが認められる。

- (2) 審査請求人は、処分庁から海外に住んでいる児童は児童手当の対象外であるとの説明を受け、また、処分庁のホームページにも同様の記載があったため現況届を提出しなかった旨主張する。

しかし、処分庁から審査請求人が主張するような説明がなされたのかを確認することはできない。

一方、処分庁が繰り返し現況届の提出を督促していること、また、処分庁が平成30年8月17日に督促状を見て来庁した父に対し、現況届の提出がなければ時効により受給権が消滅する旨説明したことが具体的に述べられ、その後も同年9月5日付けで督促状を送付していることから、処分庁が審査請求人に現況届を提出するよう求めていたことは明らかであり、審査請求人がその必要性を認識できる機会があったと認められる。

また、確かに処分庁のホームページには、「海外に住んでいる児童は対象外になります。(留学中の児童に関しては支給できる場合があります。)」との記載があるが、制度を所管する内閣府のホームページにも「原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。)」とほぼ同様の内容が記載されており、処分庁のホームページの記載が不当・違法であったとは言えない。

- (3) また、審査請求人は、平成28年度の現況届を提出しなかった以降、平成29年は現況届が届いていなかった、平成30年は一時帰国を取りやめたため、父が代わりに話をしに行き行って特に問題なかったと聞いていた等と述べているが、正確な情報を把握できなかったことを述べているにすぎず、本件処分を取り消す理由としては採用することはできない。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年3月10日	諮問書の受領
令和2年3月18日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月1日 口頭意見陳述申立期限：4月1日
令和2年3月24日	第1回審議

令和2年5月14日 第2回審議
令和2年6月19日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第3条第1項では、「この法律において「児童」とは、(中略)日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。」と規定している。
- (2) 法第4条第1項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と定め、第1号で、「次のイ又はロに掲げる児童(中略)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(中略)であつて、日本国内に住所(中略)を有するもの」とし、イで「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(後略)」と規定している。
- (3) 法第23条第1項は、「児童手当の支給を受ける権利及び第14条第1項の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。」と規定している。
- (4) 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第4条第1項は、「一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した(中略)届書を市町村長に提出しなければならない。」と規定している。
- (5) 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」第17条第6項は、「6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。」と示している。
- (6) 「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(平成24年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡)は、「(前略)現況届が提出されない場合、支払が一時差し止められた6月分以降の児童手当に係る最初の支払期月における支払日の翌日から起算して、2年間権利を行使しない場合(現況届を提出しないため、児童手当が支給されず、2年間経過した場合)には、基本権の時効が完成するとともに、それに基づく支分権も消滅すること。」「基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知(支給事由消滅通知書)を行うこと(時効の援用)により消滅するものであること。(支分権については時効の援用を要しない。)これにより、支払が一時差し止め

られた6月分以降の児童手当については、支払義務がなくなるものであること。」と示している。

- (7)「児童手当Q&A集」(平成25年9月30日厚生労働省児童手当管理室)は、「3. 国内居住要件 問3-3 日本に住民票を置いたままで、世帯全員が海外で生活しているような場合、年に数回日本に帰国していれば、児童手当の支給要件を満たすと考えてよいですか。(答)日本に住民票を置いてある場合は、児童手当法第3条第1項及び第4条第1項の「日本国内に住所を有するもの」に該当することになります。」と示している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、審査請求人から平成28年度分の現況届の提出がなかったので、平成28年6月30日以降、平成28年8月8日、平成28年9月5日、平成29年8月8日、平成29年9月6日及び平成30年8月10日にそれぞれ普通郵便で、平成30年9月5日に特定記録郵便で、審査請求人に対して督促状を送付している。また、平成29年6月7日及び平成30年6月4日には、現況届の様式を再送付している。
- (2) 平成30年8月に、督促状を見た父が、処分庁を訪ねている。
- (3) 平成30年10月16日に、支払いを差し止めていた平成28年6月以降の最初の支払期日における支払日の翌日から起算して2年が経過したとして、処分庁は本件処分を行った。なお、同日付けで審査請求人に送付された児童手当支給事由消滅通知書(以下「本件決定通知書」という。)の「消滅の理由」には、「現況届時効」と記載されている。
- (4) 審査請求人は、平成31年1月7日付けで、本件審査請求を行った。
- (5) 処分庁のホームページは、児童手当制度を案内しており、「支給対象」として、「〇〇〇〇に居住し、中学校修了前(15歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している方(請求者は父母のうち、恒常的に所得が高い方が該当します。)」と記載した上で、「※海外に住んでいる児童は対象外になります。(留学中の児童に関しては支給できる場合があります。)」と記載している。

3 判断

- (1) 審査請求人は、処分庁から、海外に居住する場合は児童手当を受けられないと告げられたと主張するが、処分庁が審査請求人にそのような説明を行ったことを認める証拠はない。
- (2) また、審査請求人は、処分庁のホームページに、児童手当の受給資格に

ついて、「海外に住んでいる児童は対象外になります。」といった記載があったため、判断を誤る結果になったと主張する。

確かに、前記2(5)のとおり、処分庁のホームページには、海外に住んでいる児童は対象外になるとの記載のみが認められ、前記1(7)の「児童手当Q&A集」に示されるような住民票を日本に置いたまま海外で生活する場合の取扱いについての言及はない。しかしながら、前記2(1)のとおり、処分庁は審査請求人に対して、6回にわたって現況届を提出するように催告するなどしている。さらに、前記2(2)のとおり、平成30年8月に、督促状を見た父が処分庁を訪問していることからみても、処分庁のホームページの記載を根拠に児童手当を受給できないと誤信したという審査請求人の主張は、再三の督促に対して審査請求人が現況届を提出しなかった理由としては、十分であるとは言えない。

(3) 以上のことから、本件処分の手続において審査請求人の判断を誤らせるような重大な瑕疵があったとは認められず、本件処分は違法又は不当なものではない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件決定通知書には、処分根拠規定の摘示がなく、消滅の理由には、現況届時効との記載があるのみである。本来、本件決定通知書には、処分根拠法令の摘示並びに本件処分の具体的な理由及び事実関係を記載すべきである旨付言する。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇